

平成二十五年一月十一日受領  
答 弁 第 一 号

内閣衆質一八二第一号

平成二十五年一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員大熊利昭君提出国政選挙における投開票事務を補助する人員の確保に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員大熊利昭君提出国政選挙における投開票事務を補助する人員の確保に関する質問に対する  
答弁書

一について

総務省として、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙における選挙管理委員会ごとの投票所及び開票所の事務従事者数については把握しているが、各選挙管理委員会においてどのような形態により事務従事者を確保しているかについて把握する仕組みとなっていないことから、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、第四十六回衆議院議員総選挙においても、各選挙管理委員会において、投開票に必要な事務従事者数が確保されたものと認識している。

二について

総務省として、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙における選挙管理委員会ごとの投開票事務に要した経費の実績については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第三条に掲げる経費の種目ごとには把握しているが、御指摘の「人件費」を含め、各経費の内訳について把握する仕組みとなっていないことから、お尋ねの「選挙管理委員会の投開票事務に要した人

件費の総額」をお答えすることは困難である。したがって、お尋ねの「改正労働者派遣法の施行前と施行後における人件費総額の差額」については、その有無も含め、お答えすることは困難である。